

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

市税等の猶予制度のお知らせ

＊ 申請することにより徴収が猶予される場合があります。

新型コロナウイルス感染症に納税者やご家族の方がり患されたり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当な損失を受けたり、売り上げが急激に減少したことにより、市税（市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を一時に納付することができない場合は、猶予申請することで徴収の猶予（地方税法第 15 条）もしくは換価の猶予（地方税法第 15 条の 6）を認められる場合がありますので収納課までご相談ください。

※該当するケース（例）

- 納税者ご本人又は生計を同じにする親族が新型コロナウイルス感染症にり患した場合。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の方が営む営業について、やむを得ず休廃業した場合。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、納税者の方が営む営業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

※猶予が認められた場合

- 原則として、1年の範囲内で分割して毎月納付する必要があります。
- 差押財産の換価が行われません。
- すでに差押を受けている場合は、申請により差押が解除される場合があります。
- 猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

※申請手続等

- 納期限前よりご相談を受け付けております。
- 該当するケースにより、ご用意いただく資料が異なる場合がありますので、まずはお電話にてご相談ください。